

事務連絡  
平成25年7月4日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課  
労災保険審理室長補佐

文書送付嘱託処理状況報告の取りまとめについて

昨年度に報告をいただいた文書送付嘱託処理状況については、下記1のとおりです。  
また、同時にいただいた疑義について下記2のとおり回答を取りまとめたので、今後の業務の参考としてください。

記

1 文書送付嘱託処理状況

(1) 年度別嘱託件数

(件)

平成22年度	平成23年度	平成24年度 (11月末まで)	合計
238	206	197	641

(2) 対象文書の種類及び回数

(回)

種類	復命書	聴取書	医証	請求人提出資料	事業場提出資料	その他の文書※
回数	445	274	364	322	242	294

※「その他の文書」のうち、主なものは次のとおり。

(給付関係)：支給決定通知書、決議書、診療費請求内訳書、検索出力帳票、保険給付履歴、各種保険給付等の内容及び金額、窓口相談票

(三者関係)：第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、損害賠償額の照会・回答文書

(審査官関係)：審査官決定書、審査請求意見書

(復命書添付資料関係)：請求書、賃金台帳、出勤表、傷病部位表示図、現場写真、面接照会顛末書、電話照会等処理票、関連通達、検討会報告書

(その他)：警察署及び消防署からの回答文書、戸籍（除籍）謄本等、社会保険履歴等

## 2 疑義についての回答

(行政内部の意思形成過程に関する情報部分のマスキング関係)

問1 個人情報開示請求において既に原告である申出人に全部開示している調査復命書について、文書送付嘱託の場合、行政内部の意思形成過程に関する情報部分についてマスキングしなければならないか。

(答)個人情報保護法に基づく開示請求によって申出人が既に知り得ている情報については、黒塗りする必要はない。

問2 文書送付嘱託の申出人が原告である労災保険給付の請求人であり、また、被告が申出人の負傷当時の所属事業場である場合、申出人が提出した労災保険給付請求書に押印されている事業主の印影は黒塗りすべきか。

(答)事業主の印影については、申出人から提出された請求書の記載の一部であることから、黒塗りする必要はない。

(同意確認関係)

問3 医証として収集した診療記録等に記載されている医療機関関係者（主治医以外の医師、看護師、検査技師等）の氏名については、文書の所持者である医療機関の同意があれば開示してよいか。

(答)診療記録等に記載されている医療機関関係者の氏名については、本人からの同意確認が困難であることから、黒塗りして提出すること。（総務課長内かん記の2の（2）のカ参照）

問4 監督署職員が医師から聴取した内容を「調査書」として取りまとめ、さらに当該「調査書」の内容を「復命書」に引用している場合、「復命書」に引用された医師の氏名、聴取内容等の開示については、どのようにすればよいか。

(答)医師から聴取した内容がそのまま記載又は引用されている部分については、総務課長内かん記の2の（2）のカのまた書き以下により、当該医師に対して同意確認を行い、同意が得られた場合には開示して差し支えない。

問5 監督署に消防出動記録等についての文書送付嘱託があった場合、監督署は、裁判所が官公署へ照会すべきものとして「該当官公署へ照会してください」と回答するのか、それとも各官公署へ保有状況・同意確認を行った上で提出するのか。

(答)総務課長内かん記の2の（1）のエの（ウ）には、公的機関からの回答書として、気象台と警察からの回答書が掲げられているが、消防署からの救急車要請関係照会（回答）についても公的機関からの回答書に該当するものであるから、監督署は、消防署に同意確認を行い、同意が得られた場合には、その写しを提出すること。

問6 第三者行為災害調査復命書、障害認定調査復命書に記載されている第二当事者及び事業場関係者の氏名・住所・電話番号等については、第二当事者や事業場関係者から開示に係る同意確認を行う必要があるか。

(答) 当該文書に記載されている第二当事者及び事業場関係者の氏名・住所・電話番号等については、第三者と特定されるものであることから、それぞれの者から開示に係る同意確認を行う必要がある。

問7 申出人から提出された各請求書及び障害補償給付支給請求書(裏面)の診断書に記載されている医師署名については、当該書面が申出人に交付されたものであることから、医師からの同意確認は必要ないか。

(答) 申出人から提出された各請求書及び障害補償給付支給請求書(裏面)の診断書については、医師の同意確認の必要はない。

問8 申出人が自ら提出した労災保険給付請求書に添付されている戸籍記載事項証明書については、「他の官公署からの各種証明書等」であることから提出する必要はないか。

(答) 申出人から提出された労災保険給付請求書に添付された戸籍記載事項証明書については、申出人が文書送付嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。(総務課長内かん記の2の(2)のオ参照)

(その他)

問9 裁判所に文書送付嘱託申出書の写しの送付を求めたところ、当該申出が原告と被告のどちら側からなされたものかの回答はあったが、申出書の写しの送付は拒否された。文書送付嘱託の処理を進めるに当たっては、当該申出が原告と被告のどちら側からなされたものかが分かれば十分と考えるので、さらに裁判所に対して申出書の写しの送付を求める必要はないか。

(答) 文書送付嘱託の処理を行う限りにおいては、当該申出が原告と被告のどちら側からなされたものかを確認することで足りるものとする。

問10 事務代理を行った社会保険労務士が提出した申出人のタイムカード等は、申出人の提出として取り扱うべきか、それとも申出人以外の者からの提出文書として取り扱うべきか。

(答) 代理人の提出資料については、申出人の提出資料と同等であるため、申出人の提出として取り扱うべきものである。